**日本帝国軍人の精神主義の由来(ドラフト)**

2018年10月28日　小林

目次

1 はじめに

2 過激な精神主義の具体例

3 日本帝国軍人の過激な精神主義の由来

　3.1 天皇の神格化

　　3.1.1 明治憲法

　　3.1.2 天皇機関説と国体明徴声明

　3.2 国家神道

　3.3 神の軍隊

　　3.3.1 宗教的色彩をおびた軍隊

　　3.3.2 神秘主義と精神主義

　3.4 軍人勅諭と戦陣訓

　　3.4.1 軍人勅諭

　　3.4.2 戦陣訓

　　　(a) 戦陣訓とは

　　　(b) 精神への傾斜

　　　(c) 戦陣訓の影響

　　　(d) 海軍

4 精神を重んじる日本の文化

5 まとめ

　5.1 精神主義の由来

　5.2 コンプライアンスへの示唆

　5.3 今後の課題

1. **はじめに**

企業において過度の精神主義は、コンプライアンスに悪影響があるのではないだろうか[[1]](#footnote-1)。

たとえば、電通の「鬼十則」である。十則のすべてが精神主義的というわけではないが、第五則の「取り組んだら放すな、殺されても放すな、目的完遂までは」などは、まさに精神主義を象徴する標語であろう。この標語は、高橋まつりさん自殺事件において、上司の安全管理義務をないがしろにする一因になったように思えてならない。

日本帝国軍人の過激な精神主義も、つとに有名である[[2]](#footnote-2)。この過激な精神主義は先の大戦において、様々な局面において軍人の判断を誤らせた一つの要因になったのではないだろうか。それがひいては、無意味な犠牲者を数多く出した一因にもなったのであろう。

彼らが過激な精神主義におちいってしまった原因は何なのか。筆者は、七十三回目の終戦をむかえるこの夏、何冊かの戦争にかかわる本を読んでいるうちに、この精神主義の由来についてある考えに思いいたった。

この考えは、素人のつたない個人的見解に過ぎないが、まとめておけば備忘録としての意味はあるかと思い本稿にまとめた。多々ある不備な点は今後の課題としたい。

1. **過激な精神主義の具体例**

まず、日本帝国軍人の過激な精神主義の具体例を見ておこう。

以下の三つの事例は、昭和20年8月14日から15日の終戦の時期において、一部の将兵によるクーデター未遂事件に際して、その首謀者たちが語り、そしてつづった言葉である。いずれも半藤一利「日本のいちばん長い日－運命の八月十五日」（文藝春秋、1995年6月）からの引用である。彼ら首謀者たちは、ポツダム宣言受諾による無条件降伏では国体護持はできず、日本帝国軍人としてはあくまで本土決戦をおこなうべきであると主張していた。

過激な精神主義の具体例の一つ目は、小園大佐が書いた決起文案の一部である。曰く、「・・・日本は神国なり、絶対不敗なり、必勝の信念に燃ゆるわれら実施部隊員が現態勢を確保し醜敵の撃滅に団結一致せば、必勝は絶対に疑いなし」。

この決起文は、日本の主要都市はほぼすべて米軍の爆撃により焦土と化し、広島・長崎では原子爆弾により二十一万人以上[[3]](#footnote-3)が殺されている状況の中で書かれたものである。精神主義が過激になると宗教色をおびてくるということなのだろうか。小園大佐の論は、一言でいえば日本は神国だから負けないということである。精神論をとおり越して宗教的かつ狂信的な心の叫びのように聞こえる。

二つ目は、竹下中佐、井田中佐、畑中少佐の考え方を半藤一利が説明した部分である。半藤は三人の考え方には平泉澄博士[[4]](#footnote-4)からの影響があるとして、次のように書いている。

「その考え方からすれば、無条件降伏の根本理由などは、自分の生命が惜しいからという売国奴の論理であるか、早ければ早いほどあらゆる面での損害が少ないからという唯物的戦争観でしかない、との結論に到着するのである。彼らの考えるところでは、戦争はひとり軍人だけがするのではなく、君臣一如、全国民にて最後のひとりになるまで、遂行せねばならないはずのものであった。国民の生命を助けるなどという理由で無条件降伏するということは、かえって国体を破壊することであり、すなわち革命的行為となると結論し、これを阻止することこそ、国体にもっとも忠なのであると、信じた」。

竹下・井田・畑中の精神主義は、国民ひとりひとりの身体・生命さえも物質的であるとみなしているようだ。そのような物質的なものは、国体を護持するためならば犠牲になってしかるべきであると言っている。過激な精神主義に染まった軍人の恐ろしさを感じさせる。

三つ目は、井田中佐が近衛師団長・森中将に決起をもとめ説得する言葉である[[5]](#footnote-5)。井田は、天皇を現人神として一君万民の結合をとげることが、すなわち正しい国体護持であり、これは国民的信仰といいうるものと考えていた。

「それなのに、形式的にでも皇室がのこればいいとする政府の降伏主義に私たちは反対するのです。皇室の皇室たるゆえんは、民族精神とともに生きる点にあるのです。形式ではないのです。閣下、形骸にひとしい皇室と、腰ぬけの国民と、国土さえ保全されればそれでいいという、”政府の国体護持”は、つまるところ皇室の名を利用する自己保存でしかないと看破すべきなのです」。

なんともすさまじい精神論である。国体の護持がかなわなければ、腰ぬけの国民や国土を保全することに何の意味があるのかと言う。彼らの精神主義が行きついたところでは、日本帝国陸海軍は、国民・国土を守るためにあるのではなかったのであった。

1. **日本帝国軍人の過激な精神主義の由来**
   1. **天皇の神格化**
      1. **明治憲法**

日本帝国軍人の過激な精神主義の根っこをたどれば、それは天皇の神格化にたどりつくのではないだろうか。天皇は、その生存中に現人神として神格化された。

わが国の歴史において、死後の神格化は、めずらしいことではない。豊臣秀吉（豊国大明神）、徳川家康（東照大権現）、東郷平八郎（東郷神社の御祭神）、乃木希典（乃木神社の御祭神）などがすぐに思い浮かぶ。しかし、生存中に神とされた人物は、明治以降の三人の天皇以外にはないのではないだろうか。筆者には思いあたる人物がいない。

この天皇の神格化は、明治憲法(明治23年施行)にその由来を求めれば、第3条を指摘することができるだろう。曰く、「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」。この規定は天皇を「神」とまでは言っていないが、明らかに一般国民（臣民）とは性格を異にする神聖な存在だとしている。この規定を基礎として、神格化がおし進められていったと言えるであろう。

* + 1. **天皇機関説と国体明徴声明**

ここで美濃部達吉[[6]](#footnote-6)の唱えた天皇機関説に触れておくべきであろう。

天皇機関説とは、国家は法人と見ることができるので、その主権を行使する天皇（私人としての天皇ではなく公人としての天皇）は、国家という法人における主権行使のための国家機関と考えられる、という学説である[[7]](#footnote-7)。

天皇機関説は、昭和10年2月18日、貴族院議院において陸軍中将・菊池武夫議員によりとりあげられ、国体に背く学説であると非難された。菊池議員は、天皇が国家機関として主権を行使するのであれば、主権は国家にあるということになり、天皇主権国家という我が国体に反する思想であると断じた。菊池は、「謀反」「叛逆」「学匪」等の言葉を使い激しく学説と美濃部個人を糾弾した。

この菊池議員の指摘をうけ政府は、昭和10年8月3日および10月15日の二度にわたり、公式見解（いわゆる国体明徴声明）を発表し、天皇機関説を否定した。その主要部分を以下に掲載する。

「統治權の主體は天皇にましまさずして國家なりとし、天皇は國家の機關なりとなすが如き、所謂天皇機關説は、神聖なる我が國體に悖（もと）り、其の本義を愆（あやま）るの甚（はなはだ）しきものにして嚴に之を芟除（さんじょ）せざるべからず。」(カッコ内の読みは筆者。)

これにより、美濃部は議員を辞職し、著作は発禁処分となった。このようにして、天皇の神格化はさらにおし進められていった。

なお、天皇機関説は、1924年（大正13年）発行の美濃部達吉「憲法講話」（有斐閣）においてすでに述べられている。この発行から十年以上たって軍人議員によりこの学説がやり玉にあげられたことは、当時の社会・政治情勢を象徴している。

天皇機関説事件の二年前、昭和8年2月には、ある二つの出来事が起きている。一つは、満州からの撤退勧告を不満として日本は国際連盟を脱退、米英との対立が鮮明化した。もう一つは、プロレタリア作家・小林多喜二が特高警察に連行され、拷問のうえ惨殺された（警察側の見解は「取り調べ中に急死」）。思想統制が強化されていく中、軍国主義化がすすんでいった時期である。この時代背景の中で、天皇機関説事件は起き、国体明徴声明は出されたのであった。

* 1. **国家神道**

天皇を神格化すると同時に、政府は国家神道を国民に普及させた。

国家神道は、明治中期以降に形成されていったと言われている[[8]](#footnote-8)。国家神道とは、天皇を天照大神の子孫、すなわち現人神としたうえで、古来の神道の衣を着せた宗教色の強い政治イデオロギーである。現在の憲法感覚からすれば、国家神道が宗教であることは議論を要しないように思う。しかし、当時の政府見解は、国家神道は宗教ではないとしている[[9]](#footnote-9)。神を敬う気持ちは道徳上の問題であるとしたのである。明治憲法第28条は、一応信教の自由を認めていることから、国家神道は宗教ではないとの立場をとる必要があったようだ。

この国家神道は、思想統制・言論統制をつうじて社会全般に広められた。満州における盧溝橋事件により日・中全面戦争となった1937年7月の翌月には、「国民精神総動員実施要綱」が閣議決定され、これにもとづき尋常小学校[[10]](#footnote-10)や国民学校[[11]](#footnote-11)等の教育現場にも国家神道が強力に広められた。校長室等には御真影が飾られ、神棚が設置された。児童生徒は皇居にむかって遥拝することが求められた[[12]](#footnote-12)。歴史や修身の授業では、国家神道にもとづく宗教色のつよい思想が児童生徒に植え付けられた[[13]](#footnote-13)。

驚くべきことに、戦争末期には、ある国民学校の目標として「必勝の信念」「全校特攻精神」を児童生徒にたいし掲げるほどになり[[14]](#footnote-14)、初等教育の現場でさえも国家神道と軍国主義を背景に過激な精神論が「正しい考え」になっていた。

こうなると、国家体制が国家神道という宗教的な思想とむすびついた。日本帝国陸海軍は国家体制の重要な一部であることから、当然のことながら、国家神道の思想は日本帝国陸海軍とむすびついたのであった。

しかも、軍人は死と直面する職業である。死を身近に感じざるをえない。死への恐怖・不安は、それを克服しようとして、自然と意識を精神へ向かわせるように思われる。このような精神を意識する心の状態は、軍人を国家神道の思想とより強くむすびつけたのではないだろうか。

* 1. **神の軍隊**
     1. **宗教的色彩をおびた軍隊**

このように国家神道の思想とむすびついた日本帝国陸海軍は、明治憲法第11条により天皇を最高司令官（大元帥）とする軍隊となった。当該第11条は、「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と規定している。つまり、天皇という神が日本帝国陸海軍の最高司令官であり、日本帝国陸海軍は神にひきいられた軍隊ということになった。

こうなると、日本帝国陸海軍は宗教的色彩をおびざるをえなくなる。さらには、軍人は戦死したのちは、宗教的色彩を色濃くまとうことになる。国家の付属機関（官幣社）である靖国神社に軍神として祀られるのである。「靖国神社で会おう」は、特攻隊員出撃のときしばしば交わされる常套句であった。

当時、靖国神社は陸軍省と海軍省の共同管轄のもとにあった[[15]](#footnote-15)。神職の任命権も両省にあり、靖国神社はまさに軍事組織の一部であった。当然のこととして、徴兵された者は靖国神社への参拝が強制された[[16]](#footnote-16)。

このように日本帝国陸海軍は、靖国神社という宗教組織をとり込むことによって自らも宗教的な色彩をおびた組織になったのである。こうなると、軍人の思考にも影響をおよぼすことになる。

宗教的な思想は、神秘主義ととても親和性が良い。宗教がきわめて神秘主義的であることは、日本仏教における座禅を例にとればわかりやすい。たとえば、禅宗においては、座禅をくんで瞑想すれば悟りの境地に達することができ、輪廻から解脱し涅槃寂静を得ることができると説く。「悟りの境地」といい、「涅槃寂静」といい、いかなる状態をいうのか客観的な説明は不可能である。神秘というほかはない。

日本帝国陸海軍が宗教的色彩をおびた特異な軍事組織であった証拠は、陸海軍大臣室、司令官室等に御真影がかざられ、神棚が設けられたことに見ることができるであろう。軍艦の中には船内神社と呼ばれた小さな神社が祀られていた。たとえば、戦艦武蔵には、武蔵国の一之宮である大宮氷川神社が分祀されていた[[17]](#footnote-17)。日本帝国陸海軍においては、天長節、紀元節等には御真影や神棚に礼拝し、皇居にむかって遥拝するなどの宗教儀式が何の疑問もなくおこなわれていた[[18]](#footnote-18)。

* + 1. **神秘主義と精神主義**

このような宗教的かつ神秘主義的な環境にあっては、精神が強調されるのは自然ななりゆきである。

精神主義的言動は自然と発生し、その言動は精神主義的であるからこそ論証などは不要である。兵員数や武器の性能につき劣位にあることを指摘すれば、「精神力で補え」となる。このような思考の枠組みで将校・参謀たちは、作戦を立案し実行した。こうなれば、精神力への信仰といってよいだろう。信仰に論証を求めるなどということは、許されないのである。

たとえば、浄土真宗の信者が阿弥陀如来の救済に疑問をいだいて、その論証を求めることなどは許されない。疑問を持った時点で信者ではなくなるのだ。日本帝国陸海軍においても、精神力への信仰に疑問を持った瞬間に、「貴様はそれでも日本帝国軍人かっ！」とそのような疑問を持つことを有無を言わさず否定される。そこに論証など不要である。

* 1. **軍人勅諭と戦陣訓**
     1. **軍人勅諭**

明治15年（1882年）1月4日、「軍人勅諭」が天皇から陸海軍将兵に下賜された。

軍人勅諭は、明治天皇が軍人はこうあるべきと説いたものである。それは、長い前文ではじまっている。そこでは、神武天皇から徳川幕府崩壊・王政復古までの歴史が語られ、長い歴史においていかに天皇が軍事にたずさわってきたかを述べている。そのうえで、「朕は汝等軍人の大元帥なるそ」と天皇が軍事統帥権を掌握していることを宣言する[[19]](#footnote-19)。

本文は五つの条項から成り、それぞれ忠節、礼儀、武勇、信義、質素の五つの徳目を説いている。儒教的な道徳観で貫かれていると言える。実際の条項を見てみよう。精神主義ともっとも結びつきやすいと思われる武勇の徳目に関する条項を以下に全文掲げる。

軍人は武勇を尚（とうと）ふへし。夫（その）武勇は我國にては古よりいとも貴（たっと）へる所なれは、我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし。况（ま）して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれは、片時も武勇を忘れてよかるへきか。さはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からす。血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは、武勇とは謂ひ難し。軍人たらむものは常に能く義理を辨(わきま)へ、能く膽力を練り、思慮を殫（つく）して事を謀るへし。小敵たりとも侮らす、大敵たりとも懼れす、己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ。されは武勇を尚（とうと）ふものは常々人に接るには温和を第一とし、諸人の愛敬を得むと心掛けよ。由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼(さいろう)なとの如く思ひなむ心すへきことにこそ。（カッコ内の読みと句読点と下線は筆者による。）

下線部分は注目に値する。粗暴のふるまいをいましめ、軍人は思慮をつくして事をはかるべしと言っている。さらには、軍人たるもの人に接するには温和を第一とし、諸人の愛敬を得るように心掛けよと言っている。

ここから浮かび上がってくる軍人のイメージは、日中戦争・大東亜戦争における軍人のイメージと大きな隔たりがある。あの激越な精神主義で凝り固まった日本帝国軍人たちとは、大違いである。なぜ、この軍人勅諭がありながら、激越な精神主義が生まれてきてしまったのだろうか。

* + 1. **戦陣訓**

「戦陣訓」は、昭和16年1月8日陸軍省において制定・下達された。これが、精神主義を生みだす基盤を作りだした最後のジグソーパズルのピースなのではないだろうか。

天皇の神格化、そして国家神道の普及、これと並行して思想統制がすすみ、日本帝国陸海軍は神が率いる軍隊となった。これらの積み重ねがあったうえで、最後の仕上げが、この戦陣訓である。

当時の陸軍大臣は東条英機であった。昭和12年7月7日の盧溝橋事件に端を発してはじまった日中戦争は、昭和15年時点ではすでに長期戦の様相を呈していた。近衛文麿内閣は昭和15年9月27日に日独伊三国同盟を締結、これ以降、日米開戦がささやかれることとなった。年が改まり昭和16年になっても状況に改善はなかった。戦陣訓は、このような時代背景の中で制定・下達されたのであった。

**(a) 戦陣訓とは**

戦陣訓とはどんなことを定めたものなのか、概観しておこう。

戦陣訓は序と本則と結から構成されており、本則は其の一、其の二、其の三から成る。全体は長文なので、本則其の一の一部のみを以下に抜粋する。

第一　皇国　大日本は皇国なり。万世一系の天皇上に在しまし、肇国(ちょうこく)の皇謨(こうぼ)を紹継して無窮に君臨し給ふ。皇恩万民に遍く、聖徳八紘に光被(こうひ)す。臣民亦(また)忠孝勇武祖孫相承け、皇国の道義を宣揚して天業を翼賛し奉り、君民一体以て克(よ)く国運の隆昌を致せり。（以下略）

第二　皇軍　軍は天皇統帥の下、神武の精神を体現し、以て皇国の威徳を顕揚し皇運の扶翼に任ず。常に大御心を奉じ、正にして武、武にして仁、克(よ)く世界の大和を現ずるもの是神武の精神なり。武は厳なるべし仁は遍きを要す。苟(いやしく)も皇軍に抗する敵あらば、烈々たる武威を振ひ断乎之を撃砕すべし。（以下略）

第三　軍紀　皇軍軍紀の神髄は、畏(かしこ)くも大元師陛下に対し奉る絶対髄順の崇高なる精神に存す。上下斉(ひと)しく統帥の尊厳なる所以を感銘し、上は大権の承行を謹厳にし、下は謹んで服従の至誠を致すべし。尽忠の赤誠相結び、脈絡一貫、全軍一令の下に寸毫乱るるなきは、是戦勝必須の要件にして、又実に治安確保の要道たり。特に戦陣は、服従の精神、実践の極致を発揮すべき処とす。死生困苦の間に処し、命令一下欣然として死地に投じ、黙々として献身服行の実を挙ぐるもの、実に我が軍人精神の精華なり。

(第四　団結、第五　協同は省略。)

第六　攻撃精神　凡そ戦闘は勇猛果敢、常に攻撃精神を以て一貫すべし。 攻撃に方(あた)りては果断積極機先を制し、剛毅不屈、敵を粉砕せずんば已(や)まざるべし。防禦又克く攻勢の鋭気を包蔵し、必ず主動の地位を確保せよ。陣地は死すとも敵に委すること勿(なか)れ。追撃は断々乎として飽く迄も徹底的なるべし。勇往邁進百事懼(おそ)れず、沈着大胆難局に処し、堅忍不抜困苦に克(か)ち、有ゆる障碍を突破して一意勝利の獲得に邁進すべし。

第七　必勝の信念　信は力なり。自ら信じ毅然として戦ふ者常に克(よ)く勝者たり。必勝の信念は千磨必死の訓練に生ず。須(すべから)く寸暇を惜しみ肝胆を砕き、必ず敵に勝つの実力を涵養すべし。勝敗は皇国の隆替(りゅうたい)に関す。光輝ある軍の歴史に鑑み、百戦百勝の伝統に対する己の責務を銘肝し、勝たずば断じて已むべからず。

（カッコ内の読みは筆者による。）

この第七で本則其の一は終わる。これに続く本則其の二は、第一　敬神ではじまり第十　清廉潔白で終わる。本則其の三は、第一　戦陣の戒(いましめ)と第二　戦陣の嗜のみである。最後に結として簡単な結びの言葉で終わっている。

**(b) 精神への傾斜**

軍人勅諭と戦陣訓を読んで気がつくのは、軍人勅諭には「精神」という言葉は二回使用されているだけなのにたいし、戦陣訓では十二回も使用されていることである。戦陣訓の文字数は約7,300文字と軍人勅諭より約3,000文字多いが、これを勘案しても、戦陣訓での「精神」の使用頻度は、はるかに多い。戦陣訓が精神というものに向かって大きく傾斜していったことがわかる。

この精神への傾斜は、つまるところは、第三　軍紀において「命令一下欣然として死地に投じ」とあり、あるいは第六　攻撃精神において「陣地は死すとも敵に委すること勿れ」[[20]](#footnote-20)とあるように、死への傾斜に表れているように感じる。

**(c) 戦陣訓の影響**

戦陣訓は、軍隊手牒に掲載されていた。軍隊手牒には、氏名、所属部隊、本籍地、生年月日等が記載されていて、身分証明書の役割をはたしていた。そこには軍人勅諭および教育勅語も掲載されていた。

戦陣訓は陸軍省の制定・下達にかかる正式な訓示である。それに違反すると法的な罰則があるというものではないが、戦場における行動準則といってもよいものである。新兵教育においてその厳守がたたきこまれたであろう。

ちなみに、電通の鬼十則も社員手帳に掲載されていた。電通の新入社員教育で鬼十則がどのように取り扱われていたのか知らないが、高橋まつりさん自殺事件の一因が鬼十則にあったのではないかと考えられていることから見て、社員としては社員手帳に掲載されているということだけで、その重要性を認識し、その影響を受けたのではないだろうか。

ましてや、軍隊という厳しい規律が求められる組織においては、軍隊手牒に書かれている意味はけっして小さくなかったであろう。

**(d) 海軍**

戦陣訓は陸軍省の制定・下達にかかるものであることから、海軍には適用されなかった。また海軍には、戦陣訓に相当するものはなかった。

だからといって、海軍軍人が精神主義的でなかったわけではない。海軍精神注入棒[[21]](#footnote-21)という木製バット状のこん棒は、海軍軍人の精神主義を象徴している。「たるんでいる」という理由で海軍精神注入棒による制裁が、日常的におこなわれていた。また、精神主義の究極の具体化というべき特攻兵器については、海軍は人間魚雷・回天、特攻ボート・震洋、人間機雷・伏龍を開発した（伏龍は実戦使用されず）。航空機による特攻隊の生みの親である大西瀧治郎は海軍中将であった。海軍も戦局の悪化にともない、精神主義を先鋭化させていった。

戦陣訓の適用はなかったとはいえ、海軍も陸軍と同様に精神主義的であったと言える[[22]](#footnote-22)。

1. **精神を重んじる日本の文化**

日本帝国軍人の精神主義は、上記で述べたように明治時代以降におこなわれた天皇の神格化や国家神道の普及等により形成されていったと考えられるが、この精神主義も日本の文化の中で生まれたものであることは間違いない。日本の文化として、精神主義を生み出しそして受け入れる素地があったのであろう。

精神を重視する文化として思いあたるのは、武士道である。

武士道は、仏教・神道・儒教から形つくられたものである[[23]](#footnote-23)。このことから、武士道が宗教的かつ精神主義的な思想を色濃く内包するものであることは、容易に知れる。特に、禅の教えは、武士道に影響を与えている。「剣禅一致」という言葉に見られるように、座禅により得られる悟りの境地は剣術におけるそれに一致すると言われている。武士道の思想が、精神主義的な一面を持っていることを示している。

この武士道精神は、日本帝国軍人に影響を与えている。これは、戦陣訓において「武人」「武士」「武将」等の言葉が見られることからわかる。軍人を武士になぞらえて武士としての言動・心構えを求めているのである[[24]](#footnote-24)。ただし、戦陣訓に見られる武士道は生命をそまつにする姿勢が強すぎる。これは、武士道の曲解であるといえよう。

とはいえ、この武士道の文化があったからこそ、精神主義は日本帝国軍人に受け入れられ、正論としての地位を得たのであろう。

1. **まとめ**
   1. **精神主義の由来**

日本帝国軍人の精神主義は、天皇の神格化を原点として、それにさまざまな要因が積み重なって作られていったようだ。この天皇の神格化は、明治23年施行の明治憲法第3条により憲法上の根拠が与えられた。明治時代中頃から政府は、国家神道を国民に普及させ、これは天皇の神格化をさらにゆるぎないものとした。昭和6年の満州事変以降、日本の軍国主義化は進み、思想統制が強化されていった。昭和10年には天皇機関説事件が起き、政府は国体明徴声明により公式に天皇機関説を否定した。天皇の神格化はさらにおし進められた。これにより、日本帝国陸海軍は国家神道を背景に神に率いられた軍隊となり、宗教的色彩をおびた軍隊となった。昭和16年1月に制定下達された戦陣訓は精神主義的な色合いの濃い内容となっており、これにより精神主義を生み出す制度体制は完成したと言えるだろう。

この制度体制が日本帝国軍人の精神主義を生み出していったと考えられるが、わが国の伝統的な文化的基盤として武士道という日本の文化があったればこそ、軍人の過激な精神主義的言説が正論としてまかり通ったのであろう。ただし、それは武士道の曲解であったがため、より悲惨な結果をもたらしてしまった。

* 1. **コンプライアンスへの示唆**

上記のように精神主義の由来を理解することが可能であるとすると、企業におけるコンプライアンスの確保に関して以下の二点につき示唆を得ることができるように思われる。

一つは、企業の創業者や企業発展に大きな貢献をした社長等を、絶対視する企業文化は、過激な精神主義を生む恐れがあるのではないだろうか。電通の鬼十則は、広告の鬼と称された第四代社長・吉田秀雄（1903-1963年）が制定したものである。かつての社長が制定した社訓を絶対視する企業文化が、過度の精神主義を生み、その結果が安全管理義務違反につながったように思われる。したがって、コンプライアンス部門は、社訓・社是のたぐいにつき過度の精神主義をもたらす恐れがないかチェックすべきであり、必要であれば、内容を見直すべきであろう。

二つ目は、過度の精神主義はコンプライアンス違反を生む危険性があることを社員に認識させることが重要であろう。過度の精神主義は安全管理義務だけの問題ではなく、仕事上の判断を誤らせる恐れがあるのではないだろうか。過度の精神主義は、おうおうにして強い命令口調により具体的な方法論なしに社員に業務目標の達成を求めることになる。こうなると、社員としては目標達成が最優先になり、その他の考慮事項にたいして関心が希薄化する。そうなると、ルール遵守が二の次になり、コンプライアンスへの意識が希薄になるのではないだろうか。

* 1. **今後の課題**

冒頭でも述べたように、本稿は私見を備忘録的にまとめたものである。

本稿を書き進むうち若干の調べものをして、それは本稿に反映させているとはいえ、不備な点は多々あると自認している。

今思いつくもののみ次に掲げておこう。

一つは、陸軍士官学校や海軍兵学校等の幹部将校養成機関でどのような教育がおこなわれていたのかである。この教育が精神主義にどのような影響を与えたのかについては、本稿で触れていない。

二つ目は、当時の学者・思想家は軍人の考え方にどのような影響を与えたのかである。本稿では半藤一利の著作からの引用で、平泉澄博士の思想は竹下中佐、井田中佐、畑中少佐に影響を与えたことを述べている。本稿では触れていないが、二・二六事件（1936年）を引き起こした思想の背景には、北一輝の著作「日本改造法案大綱」（1923年）等があることが知られている。当時の軍人はこのような学者・思想家とどのように交流しその思想を吸収していったのだろうか、大いに興味のあるところである。

筆者は、夏になると戦争関係の本を読みたくなる習性があるため、今後も適宜本稿を追補していきたいと考えている。

以上

1. 筆者は、適度な精神主義は企業において否定されるべきではないと考える。何が適度かは、判断がむずかしいところではあるが。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 筆者が読んだ本としては、保坂正康「昭和陸軍の研究　上下」（朝日新聞出版・朝日選書、2018年6月）および半藤一利「遠い島ガダルカナル」（PHP研究所、2003年1月）、同「日本のいちばん長い日　運命の八月十五日」（文藝春秋、1995年6月）に日本帝国軍人がいかに精神主義的であったかが描かれている。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 広島市ホームページによれば原子爆弾投下の8月6日から12月31日までに約十四万人が死亡したと推測している（http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1111638957650/index.html）。長崎原爆資料館のホームページによれば73,884名が死亡したとされている（https://nagasakipeace.jp/japanese/atomic/record/scene/1103.html）。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 1895-1984年。東京帝国大学教授・国史学。皇国史観の歴史学者として代表的な存在であった。 [↑](#footnote-ref-4)
5. この説得は聞き入れられず、森師団長は畑中少佐らに殺害された。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 1873-1948年。東京帝国大学教授、憲法学。貴族院議員。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 天皇機関説は、1924年（大正13年）発行の美濃部達吉「憲法講話」（有斐閣）において述べられている。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 斎藤英喜「〈神道史〉のなかの折口信夫」（佛教大学歴史学部論集07号37-60 2017/03/01）。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 三土修平「靖国問題の深層」（幻冬舎ルネサンス新書、2013年6月）P.77。 [↑](#footnote-ref-9)
10. 6歳～10歳までの義務教育。その上に終業年限四年の高等小学校があった(非義務教育)。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 6歳～14歳までの義務教育。1941年の学制改革で尋常・高等小学校を統合した。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 戸田金一「国民学校　皇国の道」(吉川弘文館、1997年2月)に国民学校での御真影礼拝、毎朝の宮城遥拝、毎月定例の神社参拝等の様子が描かれている。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 前掲戸田によれば、神を敬い神を礼拝することは国民としての道徳であるとされ、尋常小学校や国民学校等においても、「神事」として神社参拝がおこなわれた。 [↑](#footnote-ref-13)
14. 前掲戸田に描かれていた秋田県平鹿郡の植田国民学校(現在の横手市立植田小学校)。 [↑](#footnote-ref-14)
15. 通常の神社およびその他の宗教は文部省の管轄であった。ただし、1940年以降は靖国神社以外の神社は、内務省外局の神祇院の管轄に置かれた。 [↑](#footnote-ref-15)
16. 前掲三土P.77。そこには、一般国民に対しても靖国神社参拝が奨励されたとある。 [↑](#footnote-ref-16)
17. 大宮氷川神社の境内には、戦艦武蔵の記念碑が設置されている。 [↑](#footnote-ref-17)
18. 出典。 [↑](#footnote-ref-18)
19. 明治憲法は明治23年・1889年11月29日に施行されたので、この時点では天皇の軍事統帥権は憲法上の根拠はない。 [↑](#footnote-ref-19)
20. 鬼十則の「取り組んだら放すな、殺されても放すな、目的完遂までは」の発想は、戦陣訓の「陣地は死すとも敵に委すること勿れ」と相似している。鬼十則の制定者である吉田秀雄は明治36年生まれで、戦陣訓制定の時点において37歳。戦陣訓の影響を受けたのかもしれない。 [↑](#footnote-ref-20)
21. 別名、海軍魂注入棒ともいう。バッターと呼ばれていた。 [↑](#footnote-ref-21)
22. ただし、海軍はところどころで合理的な面を見せている。たとえば、対米開戦にたいし消極的であったこと、ミッドウェー海戦の敗北で航空兵力の重要性を認識した結果、その強化に方針を急転換させたこと、戦争最終局面において陸軍が主張する本土決戦に消極的だったことなどである。これらは、海軍の本質に根ざした合理性の結果ではないだろうか。海軍の兵力は戦艦、航空母艦、艦載機等の数量と性能に依存するところが大きい。戦艦に何人の兵士が乗っているかではない。兵士の精神力云々で戦闘力に差が出るという発想になりにくいのであろう。 [↑](#footnote-ref-22)
23. 詳しくは、佐々木司「武士道とコンプライアンス」(2018年7月21日)を参照のこと。この論文はhttp://www.geocities.jp/tkcrh889/report.htmlで閲覧可能である。 [↑](#footnote-ref-23)
24. 武光誠「昭和の武士道　悪用された戦陣訓」（河出書房新社、2015年10月）は、戦陣訓を「昭和の武士道」を創り出すためのものであるとし、江戸時代までの武士道とは異なる内容のものであると述べている。また、戦陣訓は日本の軍人がこうむった被害をより悲惨なものとしたと批判している。 [↑](#footnote-ref-24)